



**マイナンバーカードの対象となる
マイナンバーカードの申請期
限が2月28日まで延長**

マイナンバーカードの申請期限の延長は今回で最後です。申請から交付までに概ね1ヵ月から1ヵ月半ほどかかるため、早めの申請をお願いします。

▼スマートフォンで申請できます

通知カードの郵送時に同封されている「個人番号カード交付申請書」にある2次元コードを読み取ることで、自宅や外出先からでもスマートフォン等でオンライン申請をすることができます。オンライン申請ができない方は、住民生活課窓口で申請の支援をさせていただきます。

▼マイナポイントとは

お好きなキャッシュレス決済サービスで使えるポイント（最大で2万円分もらえるもの）

▼問合せ 住民生活課住民年金係
☎ 726908

**マイナンバーカード休日交付
窓口のご案内（予約書限定）**

平日にマイナンバーカードを受け取れない方は、休日交付窓口をご利用ください。ご利用の際は必ず事前予約をお願いします。事前

予約がない場合、休日交付窓口は開設しません。

▼日程 2月23日(木)、25日(土)、26日(日)、3月4日(土)、5日(日)

▼時間 午前9時～午後4時

▼場所 住民生活課(本庁1階)

▼問合せ 住民生活課住民年金係

☎ 726908

マイナンバーカードでいつでもどこでも転出手続き!

2月6日から、マイナンバーカードを使って、自宅や外出先でもオンライン(マイナポータル)で転出の手続きが可能になりました。

▼オンライン手続きができる方

電子証明書が有効なマイナンバーカードを所有し、日本国内での引越しをする方

※単身での引越しのほか、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方の引越しも利用できます。※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、転入先市区町村の窓口で転入届の手続きが必要です。

▼問合せ 住民生活課住民年金係

☎ 726908



伐採造林届の添付書類が統一化されます

4月1日から、地域森林計画の対象となる森林の立木を伐採する際の届け出に添付する書類が全国で統一化されます。統一後の添付書類は次のとおりです。

なお、添付書類(省略可能な場合あり)に不足がある場合は受け付けできませんので、届け出の際は事前に確認をお願いします。

▼添付書類 森林の位置図・区域

大田原税務署からのお知らせ「納税は納期限までに!」

令和4年分確定申告での所得税等の納期限と振替納税の口座振替日は下表のとおりです。納期限までの納付または振替日前の預貯金残高の確認をお願いします。

なお、納税が納期を過ぎたり残高不足等で口座振替ができなかった場合は、納期限の翌日から納付の日までの延滞税がかかります。

【振替納税をご利用ください】

振替納税は、金融機関や税務署に出向かなくても自動的に納付ができ、便利・安全・確実です。申告所得税や復興特別所得税、個人事業者に係る消費税と地方消費税で利用できます。

振替納税の利用をご希望の方は、口座振替依頼書を各税目の確定分の納期限までに提出してください。

図、本人確認書類(法人・団体・個人)、他の行政庁の許認可の申請状況を記載した書類、土地の登記事項証明書等、森林を伐採する権限を有することを証する書類、隣接森林所有者との境界確認書類、その他町長が必要と認める書類

▼問合せ 農林振興課林務係

☎ 726912

税目等		納期限	口座振替日
申告所得税および復興特別所得税	確定分	3月15日(水)	4月24日(月)
	延納分	5月31日(水)	5月31日(水)
個人事業者の消費税および地方消費税	確定分	3月31日(金)	4月27日(木)
贈与税	確定分	3月15日(水)	利用できません

▼問合せ 大田原税務署

☎ 0287-223115(代表)

※自動音声案内に従い番号選択

タウントップックス

子育て・ほげんだより

生涯学習だより

図書館だより

タウンInformation

カメラスケッチ

みんなの広場

無料相談会・消費の豆知識

カレンダー